

令和元年（ワ）第33338号

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書

2020（令和2）年1月27日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

- ・ 書証番号の後に「*」印を付したものは、一般社団法人・禁煙推進学術ネットワークのホームページで公開されている文書から、関係するページを抜粋・印刷したものです。
<http://tobacco-control-research-net.jp/action/jr.html>
ただし上記ホームページで公開されているうち、2010（平成22）年分のPDFファイルでは印刷を許可しないセキュリティ設定とされています。この関係で、甲3・13・21号証については、PDFファイルを作成するための元の原稿に当たるWordファイルと同ネットワークから提供していただき、このWordファイルから印刷したものを書証として提出しています。同様に、甲4・14・22号証については、当該PDFファイルを表示したパソコン画面のスクリーンショットを一旦画像ファイルとして保存し、それを元に印刷したものを書証として提出しています。
- ・ 禁煙推進学術ネットワークは、JR旅客6社へ同趣旨の要望書の送付を2004（平成16）年から行っていますが、本事件に関係するのは2008（平成20）年に送付した第4回以降の分であるため、第3回以前の要望書と回答書については提出していません。
- ・ 事実経過の流れを理解しやすくするため「本事件に関連する出来事と各書証の送受日の経過」を10～11ページにまとめました。

イ．被告JR西日本に関するもの

甲1号証*

標目 : 新幹線、JR在来線特急の車内およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い（写し）

作成日 : 平成20年7月15日

作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨 : JR西日本とJR東海が2007（平成19）年から喫煙ルームを設置した新幹線車両（N700系）の運行を始めたことを受け、営業列車で喫煙ルーム付近のデッキや座席に粉塵濃度測定器を設置して行った調査結果を掲載し、喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出て受動喫煙の原因になっていることを、3～5ページの「3）喫煙室からの漏れについて」の項目で指摘しています。

この項目の後半では、喫煙を終えた直後の人の肺の中に残留しているタバコの煙（以下「残留タバコ煙」といいます）が、その後数分間にわたり呼吸に伴って吐き出され続ける様子の測定結果、ひいてはこれが受動喫煙の原因になる問題も指摘しています。

この要望書を受け取ったことによって、ＪＲ西日本は、喫煙ルームの存在が列車内での受動喫煙発生の原因になることを、2008年の時点で既に認識していたはずであることを示す証拠です。

甲 2 号証 *

標目 : 無題の回答書 (写し)

作成日 : 平成20年 8 月29日

作成者 : 西日本旅客鉄道株式会社 営業本部 お客様サービス部

立証趣旨 : 甲 1 号証として示した要望書に対する、ＪＲ西日本からの回答書です。

この要望書で指摘された、N 7 0 0 系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び残留タバコ煙の問題について、ＪＲ西日本が「禁煙推進学術ネットワークの指摘はここがこう間違っている」といった科学的な反論さえ行わず言及を避けた、すなわちＪＲ西日本が禁煙推進学術ネットワークからの指摘を黙殺したことがわかる文書です。したがって、

「ＪＲ西日本は、喫煙ルームの存在が列車内での受動喫煙発生の原因になることを、禁煙推進学術ネットワークからの指摘によって認識していたにもかかわらず、喫煙ルームを廃止 (閉鎖) せず、すなわち受動喫煙の防止に努めるべき義務を怠った『不作為の事実』がある」ことの証拠となる文書です。

甲 3 号証 *

標目 : ＪＲ西日本の東海道・山陽新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い (写し)

作成日 : 平成22年 6 月 5 日

作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨 : 甲 1 号証として示した要望書を送付した後も、ＪＲ西日本がN 7 0 0 系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、2 年後に再度送付した要望書です。

2 ~ 3 ページの「要望 1 : 東海道・山陽新幹線の喫煙車両と喫煙室の廃止について」の項目で、甲 1 号証の説明で記載したのと同じ調査結果を掲載しています。

この要望書では、甲 1 号証の要望書を送った以降の医学界の動向に基づき、残留タバコ煙に起因する受動喫煙については特に「三次喫煙」(注)と呼ぶようになった旨の説明を追記しています。すなわち「三次喫煙」とは受動喫煙の一形態であり、健康増進法第 2 5 条の 4 の 3 で定義する「受動喫煙」に当然含まれるべきものであることの証拠でもあります。

(注 : 甲 3 号証をはじめとする各書証の中には「3 次喫煙」とアラビア数字で記載しているものがありますが、今日では「三次喫煙」と漢数字で記載するのが一般的とされています。このため、この証拠説明書と訴状では「三次喫煙」と記載しています)

甲 4 号証 *

標目 : 無題の回答書 (写し)

作成日 : 平成22年 7 月 9 日

作成者 : ＪＲ西日本 お客様センター

立証趣旨 : 甲 3 号証として示した要望書に対する、ＪＲ西日本からの回答書です。

ＪＲ西日本が、今回の回答書でも、N 7 0 0 系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び残留タバコ煙 = 三次喫煙の問題については、科学的

な反論を含めて何も言及・回答しなかったことがわかる文書です。すなわち甲2号証の「立証趣旨」の欄に記載したのと同様の『不作為の事実』が、甲2号証の作成時期である2008（平成20）年から継続している（以下「不作為の継続」といいます）ことの証拠です。

甲5号証*

標目 : JR西日本の東海道・山陽・九州新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の再度の要望書（写し）
作成日 : 平成23（西暦2011）年8月10日
作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義
立証趣旨 : 甲3号証として示した要望書を送付した後も、JR西日本がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、翌年再度送付した要望書です。2～3ページの「要望1：東海道・山陽・九州新幹線の喫煙車両と喫煙室の廃止について」の項目で、甲1号証及び甲3号証に掲載したのと同じデータを再掲し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止の観点から、喫煙ルームの廃止が必要であることを指摘し続けたことの証拠です。

甲6号証*

標目 : 無題の回答書（写し）
作成日 : 平成23年9月6日
作成者 : 西日本旅客鉄道株式会社 JR西日本お客様センター お客様相談窓口責任者（氏名不詳）
立証趣旨 : 甲5号証として示した要望書に対する、JR西日本からの回答書です。甲4号証として示した前年の回答書と同様、JR西日本は今回もN700系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び三次喫煙の問題については、科学的な反論を含めて何も言及・回答せず、また喫煙ルームの廃止にも応じなかったことがわかる文書です。すなわち甲4号証の項目に記した「不作為の継続」が続いていることの証拠です。

甲7号証*

標目 : JR西日本の新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の要望書（7回目）（写し）
作成日 : 平成25（2013）年2月6日
作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義
立証趣旨 : 甲5号証として示した要望書を送付した後も、JR西日本がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、2年後に再度送付した要望書です。2～3ページの「要望1：東海道・山陽・九州新幹線の喫煙車両と喫煙室の廃止について」の項目で、甲1・3・5号証に掲載したのと同じデータを再掲し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のため喫煙ルームの廃止が必要であることを、禁煙推進学術ネットワークが繰り返し指摘していたことの証拠です。3ページでは、残留タバコ煙に起因する三次喫煙が周囲の人に気分不良や不快感を誘発する問題についても指摘しています。

甲8号証*

標目 : 無題の回答書（写し）
作成日 : 平成25年2月19日
作成者 : 西日本旅客鉄道株式会社 JR西日本お客様センター お客様相談窓口責任者 中野純夫

立証趣旨：甲7号証として示した要望書に対する、JR西日本からの回答書です。
甲6号証として示した前回の回答書と同様、JR西日本は今回もN700系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び三次喫煙の問題については、科学的な反論を含めて何も言及・回答していません。すなわちJR西日本は、禁煙推進学術ネットワークからの一連の指摘には科学的な誤りが無く真実であることを暗に認めていながら、それでも敢えて喫煙ルームの廃止には応じなかったことがわかる文書です。つまり、JR西日本には、
「新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないことによって、喫煙ルームでの喫煙に起因する受動喫煙（三次喫煙）被害や、それに起因する乗客同士のトラブルなどが、今後も繰り返し発生し続けることになってもしかたがない、構わない」という、いわゆる「未必の故意」ならぬ「未必の不作为」とでも呼ぶべき認識があることの証拠です。

甲9号証

標目：東海道～山陽～九州新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を求める要望と質問状（写し）
作成日：2019年8月11日
作成者：半澤一宣（原告）
立証趣旨：原告が、2019年8月6日の「のぞみ138号」車内で発生したトラブルと主任車掌の不適切な対応方についてJR西日本へ申告すると共に、再発防止策として新幹線列車内の喫煙ルームの全廃と、運賃・新幹線特急料金（以下「運賃等」といいます）の返還とを求めた文書です。
6ページには、原告が当日の「のぞみ138号」に乗車した証拠である、乗車券と新幹線特急券の写し（発売額の記載あり）を掲載しています。

甲10号証

標目：無題の回答書（写し）
作成日：2019年8月29日
作成者：西日本旅客鉄道株式会社 CS推進部 JR西日本お客様センター
立証趣旨：甲9号証として示した質問状に対する、JR西日本からの回答書です。
JR西日本が、原告が申告したトラブルが2019年8月6日の「のぞみ138号」車内で発生した事実関係については認めた一方で、原告が求めた喫煙ルームの廃止と運賃等の返還については拒絶したことがわかる文書です。すなわちJR西日本には、受動喫煙の防止のために廃止すべき喫煙ルームを今後も廃止しないという、健康増進法第25条に違反する不作为を今後も継続することを一方的に正当化しようとしている、違法・不法行為の事実があることの証拠です。

ロ．被告JR東海に関するもの

甲11号証*

標目：新幹線・JR在来線特急の車内およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い（写し）
作成日：平成20年7月15日
作成者：禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義
立証趣旨：甲1号証として示したJR西日本宛の要望書と同じ日にJR東海へ送付した要望書です。

3～4ページの「3）喫煙室からの漏れについて」の項目で、甲1号証の欄で説明したのと同じデータを紹介して、JR東海にもN700系車両の喫煙ルーム廃止の必要性を指摘しています。

すなわちJR東海も、この要望書を受け取ったことによって、喫煙ルームの存在が列車内での受動喫煙発生の原因になることを、2008年の時点で既に認識していたはずであることを示す証拠です。

甲12号証*

標目 : 無題の回答書(写し)

作成日 : 平成20年8月27日

作成者 : 東海旅客鉄道株式会社 広報部サービス相談室

立証趣旨 : 甲11号証として示した要望書に対する、JR東海からの回答書です。

N700系車両の喫煙ルームに関連して強制排煙装置や空気清浄機の説明はありますが、残留タバコ煙の問題については「禁煙推進学術ネットワークの指摘はここがこう間違っている」といった科学的な反論さえ行わず言及を避けた、すなわちJR東海も同ネットワークからの指摘を黙殺したことがわかる文書です。したがって、

「JR東海も、喫煙ルームの存在が、列車内での受動喫煙発生の原因になることを、禁煙推進学術ネットワークからの指摘によって認識していたにもかかわらず、喫煙ルームを廃止(閉鎖)せず、すなわち受動喫煙の防止に努めるべき義務を怠った『不作為の事実』がある」ことの証拠となる文書です。

甲13号証*

標目 : 新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い(写し)

作成日 : 2010年6月5日

作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨 : 甲11号証として示した要望書を送付した後も、JR東海がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、2年後に再度送付した要望書です。

2～3ページの「要望1：新幹線の喫煙車両と喫煙室の廃止について」の項目で、甲11号証の説明で記載したのと同じ調査結果を掲載しています。また甲3号証と同様に「三次喫煙」の詳細についても追記しています。

甲14号証*

標目 : 無題の回答書(写し)

作成日 : 平成22年7月14日

作成者 : 東海旅客鉄道株式会社 広報部サービス相談室

立証趣旨 : 甲13号証として示した要望書に対する、JR東海からの回答書です。

JR東海は、この回答書でも、甲12号証として示した回答書と同様に、強制排煙装置や空気清浄機などによる受動喫煙防止の努力をアピールしていますが、残留タバコ煙＝三次喫煙の問題については、科学的な反論を含めて何も言及・回答しなかった、すなわち禁煙推進学術ネットワークからの指摘を今回も黙殺したことがわかる文書です。つまりJR東海にもJR西日本と同様の、甲4号証の欄で記した「不作為の継続」があることの証拠です。

甲15号証*

標目 : 新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の再度の要

望書（写し）

作成日：平成23（2011）年8月10日

作成者：禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨：甲13号証として示した要望書を送付した後も、JR東海がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、翌年再度送付した要望書です。
2～3ページの「要望1：新幹線の喫煙車両と喫煙室の廃止について」の項目で、甲11号証及び甲13号証に掲載したのと同じデータを再掲し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために、喫煙ルームの廃止が必要であることを指摘し続けたことの証拠です。

甲16号証*

標目：無題の回答書（写し）

作成日：平成23年8月31日

作成者：東海旅客鉄道株式会社 広報部サービス相談室

立証趣旨：甲15号証として示した要望書に対する、JR東海からの回答書です。
甲14号証として示した前年の回答書と同様、JR東海は今回もN700系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び三次喫煙の問題については、科学的な反論を含めて何も言及・回答せず、また喫煙ルームの廃止にも応じなかったことがわかる文書です。すなわちJR東海においてもJR西日本と同様に、甲4号証の項目に記した「不作為の継続」が続いていることの証拠です。

甲17号証*

標目：新幹線と寝台列車の全面禁煙化とホームを含む駅構内全面禁煙化の要望書（7回目）（写し）

作成日：平成25（2013）年2月6日

作成者：禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨：甲15号証として示した要望書を送付した後も、JR東海がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、2年後に再度送付した要望書です。
3～4ページの「要望1：新幹線の喫煙車両と喫煙室の廃止について」の項目で、甲11・13・15号証に掲載したのと同じデータを再掲し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために喫煙ルームの廃止が必要であることを、禁煙推進学術ネットワークが繰り返し指摘したことの証拠です。4ページでは、残留タバコ煙に起因する三次喫煙が周囲の人に気分不良や不快感を誘発する問題についても指摘しています。

甲18号証*

標目：無題の回答書（写し）

作成日：平成25年2月14日

作成者：東海旅客鉄道株式会社 広報部サービス相談室

立証趣旨：甲17号証として示した要望書に対する、JR東海からの回答書です。
甲16号証として示した前回の回答書と同様、JR東海は今回もN700系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び三次喫煙の問題については、科学的な反論を含めて何も言及・回答していません。すなわちJR東海も、禁煙推進学術ネットワークからの一連の指摘には科学的な誤りが無く、真実であるということ暗に認めていながら、それでも敢えて喫煙ルームの廃止には応じなかったことがわかる文書です。つまりJR東海にも、JR西

日本と同様、甲 8 号証の欄に記した「未必の不作为」とでも呼ぶべき認識があることの証拠です。

甲19号証

標目 : 東海道～山陽新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を求める要望と質問状
(写し)

作成日 : 2019年 8 月13日

作成者 : 半澤一宣(原告)

立証趣旨 : 本件提訴の発端となったトラブルが発生した、2019年 8 月 6 日の「のぞみ138号」は、JR東海が保有する車両での運行でした。この事実を踏まえ、原告が再発防止策として、JR東海にもJR西日本と共同で新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を実現させるよう求めた文書です。

甲20号証

標目 : 無題の回答書(写し)

作成日 : 令和元年 8 月28日

作成者 : 東海旅客鉄道株式会社 広報部サービス相談室

立証趣旨 : 甲19号証として示した質問状に対する、JR東海からの回答書です。
JR東海が、甲11～18号証として示した要望書や回答書の場合と同様に、今回も喫煙ルームの廃止を拒絶したことがわかる文書です。すなわちJR東海にも、甲10号証の欄で記したJR西日本の場合と同様に、受動喫煙の防止のために廃止すべき喫煙ルームを今後も廃止しないという、健康増進法第25条に違反する不作为を今後も継続することを一方的に正当化しようとしている、違法・不法行為の事実があることの証拠です。

八．被告JR九州に関するもの

甲21号証*

標目 : JR九州の新型新幹線の全面禁煙化、およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度のお願い(写し)

作成日 : 平成22年 6 月 5 日

作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨 : 甲 3・13号証として示したJR西日本・JR東海宛の要望書と同じ日にJR九州へ送付した要望書です。

JR九州は2009年頃(日付は未確認)、2011年の春から運行を開始する九州～山陽新幹線直通列車用の車両(N700系8両編成)に、喫煙ルームを設置することを発表しました。このことを踏まえ、2ページの「要望1:九州～山陽新幹線直通列車「さくら」の全面禁煙を堅持すること(喫煙室設置の中止)」の項目で、甲 3号証の説明で記載したのと同じ調査結果を掲載し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のため喫煙ルームの設置を中止する必要性を指摘しています。

甲22号証*

標目 : 広報第32号文書(写し)

作成日 : 平成22年 7 月 9 日

作成者 : 九州旅客鉄道(株)広報室長

立証趣旨 : 甲21号証として示した要望書に対する、JR九州からの回答書です。
本州方面(山陽新幹線)との直通運転用の車両に喫煙ルームを設置するのは既に本州内で運行している車両には喫煙ルームを設置していることとの整合

性を図るためである旨を明示しています。一方で喫煙ルームの強制排煙装置や空気清浄機についての説明はありますが、残留タバコ煙 = 三次喫煙の問題については科学的な反論を含めて何も言及・回答が無い、すなわち禁煙推進学術ネットワークからの指摘を黙殺したことがわかる文書です。

甲23号証*

標目 : JR九州の新型新幹線の全面禁煙化、およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度の要望書(写し)

作成日 : 平成23(2011)年8月10日

作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨 : 甲21号証として示した要望書を送付した後も、JR九州がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、翌年再度送付した要望書です。2~3ページの「要望1:山陽・九州新幹線「さくら」「みずほ」「つばめ」を全面禁煙とすること(喫煙室の廃止)」の項目で、甲21号証に掲載したのと同じデータを再掲し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために喫煙ルームの廃止が必要であることを、繰り返し指摘しています。

甲24号証*

標目 : 広報第65号文書(写し)

作成日 : 平成23年9月8日

作成者 : 九州旅客鉄道株式会社 広報室長

立証趣旨 : 甲23号証として示した要望書に対する、JR九州からの回答書です。甲22号証として示した前回の回答書と同様、三次喫煙の問題については科学的な反論を含めて何も言及・回答しないまま、受動喫煙の防止は現状の喫煙ルームのみで十分とする旨の主張を繰り返していることがわかる文書です。

甲25号証*

標目 : JR九州の新型新幹線の全面禁煙化、およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度の要望書(7回目)(写し)

作成日 : 平成25(2013)年2月6日

作成者 : 禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義

立証趣旨 : 甲23号証として示した要望書を送付した後も、JR九州がN700系車両の喫煙ルームの廃止などに応じなかったため、2年後に再度送付した要望書です。3~4ページの「要望1:山陽・九州新幹線「さくら」「みずほ」の喫煙室を廃止すること」の項目で、甲21号証及び甲23号証に掲載したのと同じデータを再掲し、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために喫煙ルームの廃止が必要であることを、繰り返し指摘しています。

甲26号証*

標目 : 広報第99号「JR九州の新型新幹線の全面禁煙化、およびホームを含む駅構内全面禁煙化の再度の要望(回答)」(写し)

作成日 : 平成25年2月19日

作成者 : 九州旅客鉄道株式会社 広報室長 山下信二

立証趣旨 : 甲25号証として示した要望書に対する、JR九州からの回答書です。甲24号証として示した前年の回答書と同様、JR九州は今回もN700系の喫煙ルームからタバコ煙が漏れ出ている問題、及び三次喫煙の問題については、科学的な反論を含めて何も言及・回答していません。すなわちJR九州も、禁煙推進学術ネットワークからの一連の指摘には科学的な誤りが無く、

真実であるということを暗に認めていながら、それでも敢えて喫煙ルームの廃止には応じなかったことがわかる文書です。つまりJR九州にも、JR西日本やJR東海と同様、甲8号証の欄に記した「未必の不作为」とでも呼ぶべき認識があることの証拠です。

甲27号証

標目 : 東海道～山陽～九州新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を求める要望と質問状（写し）

作成日 : 2019年8月13日

作成者 : 半澤一宣（原告）

立証趣旨 : 本件提訴の発端となった、2019年8月6日の「のぞみ138号」で発生したトラブルの再発防止には、東海道～山陽新幹線を運行するJR西日本とJR東海だけでなく、山陽新幹線との直通運転を行っているJR九州も含めた3社が協調して全車両の喫煙ルームを廃止（閉鎖）する必要があることを踏まえ、JR九州にも新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を求めた文書です。

甲28号証

標目 : 無題の回答書（写し）

作成日 : 2019年8月30日

作成者 : 九州旅客鉄道株式会社 サービス部サービス課

立証趣旨 : 甲27号証として示した質問状に対する、JR九州からの回答書です。

JR九州には現時点では喫煙ルームを廃止する考えが無いことを、明示した文書です。すなわちJR九州にも、甲10号証の欄で記したJR西日本の場合と同様に、受動喫煙の防止のため廃止すべき喫煙ルームを今後も廃止しないという、健康増進法第25条に違反する不作为を今後も継続することを一方的に正当化しようとしている、違法・不法行為の事実があることの証拠です。

二．追加提出分

甲29号証

標目 : 受動喫煙の健康影響に関する最新情報（原本）

作成日 : 2019年2月10日

作成者 : 株式会社医学書院

立証趣旨 : 『保健師ジャーナル』第75巻第2号105～112ページに掲載された記事です。

111ページに掲載の【図10】「喫煙後の呼気による三次喫煙」は、喫煙後の人の口元へ5分間隔で測定器を近づけてTVOC濃度を測定し、その濃度が喫煙前の水準へ戻るまでにどの位の時間がかかるかを実験した結果のグラフです。図に記載のとおり、喫煙前の口臭に戻る、すなわち喫煙後の人が吐く息からタバコ臭さが無くなるまでには、約45分を要することがわかるデータです。このことから、新幹線列車内の喫煙ルームで喫煙した人も、その後約45分間程度は呼吸に伴い肺の中に残ったタバコ煙を吐き出し続け、周囲の人に残留タバコ煙を吸わせる三次喫煙を発生させること、ひいては喫煙ルームを廃止しない限り新幹線列車内での三次喫煙を含む受動喫煙の防止は不可能であることの証拠となる実験データです。

参考：本事件に関連する出来事と各書証の送受日の経過

2004(平成16)年5月31日

禁煙推進学術ネットワークが、ＪＲ旅客６社へ、鉄道施設内の完全禁煙化を求める最初の要望書を送付。以後、2005(平成17)年2月10日付で２回目の、2006(平成18)年9月28日付で３回目の要望書を、それぞれ送付。

2007(平成19)年7月1日

ＪＲ西日本とＪＲ東海が、東海道～山陽新幹線で喫煙ルームを設置した車両（Ｎ７００系１６両編成）の運行を開始。

2008(平成20)年7月15日

禁煙推進学術ネットワークが、ＪＲ旅客６社へ、鉄道施設内の完全禁煙化を求める４回目の要望書を送付。原告は、この回から要望書の作成に協力するようになった。このうちＪＲ西日本宛【甲１号証】とＪＲ東海宛【甲11号証】で、Ｎ７００系の喫煙ルームの問題点についても言及。この要望書に対するＪＲ西日本からの回答書が【甲２号証】、ＪＲ東海からの回答書が【甲12号証】で、両社とも喫煙ルームの廃止には応じず。

2008(平成20)年12月1日

ＪＲ西日本が、山陽新幹線で５００系８両編成（編成短縮と全席禁煙化に伴い喫煙ルームを設置する改造を行った車両）の運行を開始。

2009(平成21)年頃（日付は未確認）

ＪＲ九州が、2011(平成23)年から運行を開始する山陽～九州新幹線直通運転用車両（Ｎ７００系８両編成）に喫煙ルームを設置することを発表。

2010(平成22)年6月5日

禁煙推進学術ネットワークが、ＪＲ旅客６社へ、鉄道施設内の完全禁煙化を求める５回目の要望書を送付。このうちＪＲ西日本宛【甲３号証】、ＪＲ東海宛【甲13号証】、ＪＲ九州宛【甲21号証】で、Ｎ７００系の喫煙ルームの問題点についても言及。この要望書に対するＪＲ西日本からの回答書が【甲４号証】、ＪＲ東海からの回答書が【甲14号証】、ＪＲ九州からの回答書が【甲22号証】で、各社とも喫煙ルームの廃止には応じず。

2011(平成23)年3月12日

ＪＲ西日本とＪＲ九州が、山陽～九州新幹線で喫煙ルームを設置した車両（Ｎ７００系８両編成）の運行を開始。

2011(平成23)年8月10日

禁煙推進学術ネットワークが、ＪＲ旅客６社へ、鉄道施設内の完全禁煙化を求める６回目の要望書を送付。このうちＪＲ西日本宛【甲５号証】、ＪＲ東海宛【甲15号証】、ＪＲ九州宛【甲23号証】で、Ｎ７００系の喫煙ルームの問題点について再度言及。この要望書に対するＪＲ西日本からの回答書が【甲６号証】、ＪＲ東海からの回答書が【甲16号証】、ＪＲ九州からの回答書が【甲24号証】で、各社とも喫煙ルームの廃止には応じず。

2012(平成24)年3月17日

ＪＲ西日本が、山陽新幹線で７００系８両編成（車両愛称：レールスター）の完全禁煙化（座席で喫煙できる車両を廃止し喫煙ルームを設置しない全車禁煙）を実施。

2013(平成25)年2月6日

禁煙推進学術ネットワークが、ＪＲ旅客６社へ、鉄道施設内の完全禁煙化を求める７回目の要望書を送付。このうちＪＲ西日本宛【甲７号証】、ＪＲ東海宛【甲17号証】、ＪＲ九州宛【甲25号証】で、Ｎ７００系の喫煙ルームの問題点について再度言及。この要望書に対するＪＲ西日本からの回答書が【甲８号証】、ＪＲ東海からの回答書が【甲18号証】、ＪＲ九州からの回答書が【甲26号証】で、各社とも喫煙ルームの廃止には応じず。

2019(令和元)年8月6日

原告が「のぞみ138号」へ乗車中、隣席の客からの三次喫煙を巡ってトラブルになる。このトラブルの再発防止のため喫煙ルームの廃止を求める文書を、8月11～13日に被告らへ送付。このうちJR西日本宛が【甲9号証】、JR東海宛が【甲19号証】、JR九州宛が【甲27号証】。これに対するJR西日本からの回答書が【甲10号証】、JR東海からの回答書が【甲20号証】、JR九州からの回答書が【甲28号証】で、各社とも喫煙ルームの廃止には応じず。

2019(令和元)年12月10日

原告が本事件の訴えを提起する。

以上